

職場を守る 防火管理

～過去の教訓から学ぶ～

テナント業・介護施設・小売業

3業種を実例に専門家による解説



視聴時間20分
ビデオ・DVD価格52,500円

防火管理者

防火管理者消防法の第8条に定められている「防火管理者」は、一体どのようなもので、何をすべきなのでしょう。

消防法第8条、長い条文を簡潔に言うと次のようになります。

「一定の防火対象物の管理権限者、つまり事業主は一定の資格を有する者の中から、防火管理責任者を定め、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理、その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない」となります。防火管理者は法に基づく資格で、相応の権限をもちます。まず、その資格について考えてみましょう。防火管理者は、専門的な知識に基づき効率的に防火管理業務を進める重要なものです。ゆえに防火管理者は原則として消防長等の行う「防火管理者資格付与講習」などの課程を修了した者に与えられるもので、防火対象物の規模で甲種、乙種に分けられます。

作品の内容

「防火管理」を消防法と絡めて考えようとする、大変難しいものとして捉えてしまいます。しかし、防火を「火を出さない」、管理を「どのように工夫をするか」と考えるとわかり易いのではないのでしょうか。

本作品は「制作のねらい」を以上のような点において制作するもので、1. ビル管理会社、2. 特別介護、老人施設、3. スーパーマーケットを例題に、安全管理に対する考え方や工夫などを責任者や防火管理者のコメント・関係映像で構成しました。さらに、それぞれの業種に対して、防災の権威でもある菅原進一東京理科大学教授が補足・解説をします。

事例1 テナント業における共同防火管理

新宿歌舞伎町のビル火災や、愛知県のカラオケ店火災など多くの犠牲者が出る「雑居ビル火災」。そのたびに「防火管理者の責任」が問われることとなります。しかしこうした反面、無事故で経営を続けている事業所が、はるかに多く存在しているのも事実です。そこには「防火管理業務を滞りなく実施している防火管理者が居る」ことも忘れてはなりません。

事例2 介護施設における防火管理

長崎県の特別養護老人ホーム火災、群馬県渋川市の火災などこうした類似施設での火災は、社会的な弱者が犠牲になることが多く施設管理責任者や防災管理者の果たす役割に重い責任と期待が集中します。取り上げた例題では、責任者の防火や安全に対する考え方などを消防署と連携した自衛消防隊の訓練映像などを交えて探っていきます。

事例3 小売業の防火管理

小売業などではその取り扱い商品に、多種多様なものがあります。中には危険物や引火性の高いものもあることでしょう。一方、パートやアルバイトの店員の雇用は就労期間の短期化という一面を作り出します。ここでは、一店長が日頃から心がけている「自らが手本になる」ということがどのようなものか映像とインタビューで観ていきます。

消防法の一部が改正

平成21年6月1日から施行 改正事項を要約しテロップで説明しています。

制作協力

株式会社 チェックメイトビル 代表取締役 藤沢 薫 / 取締役部長 板谷充康

社会福祉法人 うらら みずべの苑 施設長 川崎千鶴子 / 防火管理責任者 佐野 和雄

専門店プラザ リンデン / 株式会社 ギガ物産 ギガマート北越谷店 店長 芳賀 良太

藤岡防災設備株式会社 / フードガーデン 日進店

監修東京大学名誉教授 東京理科大学教授 菅原 進一

演出・構成 永沼 慎

視聴時間 20分

●お問い合わせ、お買い上げは……



有限
会社

博映商事

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴1丁目3番31

TEL. (092) 741-0306

FAX. (092) 741-6628